

令和5年度鹿嶋市市民活動ステップアップ交付金交付要綱

令和5年鹿嶋市告示第136号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において公益的な活動を行う市民活動団体の運営の安定化及び市民活動の活性化を促進するため、令和5年度鹿嶋市市民活動ステップアップ交付金(以下「交付金」という。)を交付することに関し、鹿嶋市補助金等交付規則(平成14年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 市民活動 市民等の自由で自発的な意思に基づく自立的な活動であって、市民の利益に貢献する活動のうち、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動に該当するものをいう。
- (3) 団体 市内に活動の拠点を置き、市民活動を行うNPO法人、ボランティア団体、任意団体、公益法人等の活動団体や事業者であって、その構成員が5人以上であり、かつ、その半数以上が市民等であるものをいう。
- (3) 同一団体 過去に市若しくは他の公共団体又は公益団体が実施するこの要綱と同様の趣旨の他の助成制度等(以下「市等からの助成制度等」という。)に基づき助成を受けた団体(以下「既交付団体」という。)の構成員が当該団体の構成員の3分の1以上を占める団体又は消滅した既交付団体の権利義務や有形無形の財産を継承した団体をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の対象となるものは、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 市内に主たる事務所及び活動拠点を置き、原則として1年以上活動していること。
- (2) 交付金の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)の実施に必要な人員を有していること。
- (3) 団体の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- (4) 予算を持つ団体にあっては、適切な会計処理が行われていること。
- (5) 当該団体が過去に市民活動ステップアップ交付金の交付を3回(当該団体と同一団体とみなされる団体が受けた交付の回数を含む。)以上受けていないこと。
- (6) 市税及び国民健康保険税(以下「市税等」という。)に未納がないこと(法人等にあっては、当該団体及びその代表者に市税等の滞納がないこと)。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付金を交付しないものとする。

- (1) 市が事務局を担っている団体
- (2) 宗教的活動を目的とする団体
- (3) 政治的活動を目的とする団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第2項に規定する団体

（交付対象事業）

第4条 交付対象事業は、地域の活性化や公益上有益と認められる事業で、既存の事業に加え新たな取組を含むもの又は既存の事業を拡充するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業を除く。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人又は団体が利益を受ける事業
- (3) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (4) 同一年度において当該交付金以外の助成制度等に基づく助成を受ける事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 施設等の建設又は道路の整備を目的とする事業
- (7) 地区住民の交流事業等の親睦的なイベントに関する事業
- (8) 学術的な調査研究事業

（交付対象経費等）

第5条 交付金の交付率、交付限度額及び対象経費は、別表のとおりとする。

（交付対象期間）

第6条 交付金の対象となる事業の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（交付金の交付申請）

第7条 交付金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、市民活動ステップアップ交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年6月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 市民活動ステップアップ交付金事業等計画書（様式第1号その1）
- (2) 市民活動ステップアップ交付金収支予算書（様式第1号その2）
- (3) 団体の概要調書（様式第2号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付金の交付決定の通知等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付金を交付することが適当であると認めるときにあっては市民活動ステップアップ交

付金交付決定通知書（様式第3号）により、交付金を交付することが不相当であると認めるときには市民活動ステップアップ交付金交付申請却下通知書（様式第3号その1）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第9条 申請者は、第7条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、速やかに市民活動ステップアップ交付金事業計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、市民活動ステップアップ交付金交付額変更決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の中止等）

第10条 申請者は、交付対象事業を中止し、又は廃止するときは、市民活動ステップアップ交付金事業中止（廃止）届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を承認したときは、市民活動ステップアップ交付金交付決定取消通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、当該事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその執行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（交付及び概算払等）

第11条 市長は、第8条の規定による交付決定の通知を受けたもの（以下「交付団体」という。）の請求に基づき、交付対象事業が完了した後に交付金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、交付を決定した額の全額について概算払をすることができる。

2 前項ただし書の規定により、交付団体が概算払を受けようとするときは、市民活動ステップアップ交付金概算払申請書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第12条 交付団体は、交付対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）市民活動ステップアップ交付金実績報告書（様式第9号）

（2）市民活動ステップアップ交付金収支決算書（様式第9号その1）

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 概算払を受けた交付団体は、実績報告書を提出する際に、市民活動ステップアップ交付金概算払精算書（様式第10号）を併せて提出しなければならない。

（交付金の額の確定通知）

第13条 市長は、交付金の額を確定したときは、市民活動ステップアップ交付金確定通知書（様式第11号）により、交付団体に通知するものとする。

（交付金の請求）

第14条 交付団体は、第11条第1項の規定により交付金を請求しようとするときは、市民活動ステップアップ交付金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（実績内容等の公開）

第15条 市長は、市民活動ステップアップ交付金事業の実績内容等を年度終了後2か月を経過した日から公開することができるものとする。

（財産の管理）

第16条 交付団体は、交付対象事業により取得した財産（以下「取得財産等」という。）について、事業が完了した後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 交付団体は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

3 交付団体は、取得財産等について、他の市民活動団体から貸付けの申込みがあったときは、交付対象事業の実施に影響を及ぼさない範囲において、無償で貸し付けることができるものとする。

（財産の処分の制限）

第17条 交付団体は、取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け（前条第3項に係る貸付けを除く。）又は担保に供してはならない。ただし、市長が交付金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定める期間を経過した場合又はその他市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の市長が定める期間は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

3 交付団体は、第1項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、あらかじめ市民活動ステップアップ交付金に係る取得財産等の処分承認申請書（様式第13号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をした場合には、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

5 市長は、取得財産等を処分することにより収入があった場合は、交付団体にその収入の全部又は一部を市に納付すべきことを命ずることができる。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

<p>交付率及び交付限度額</p>	<p>交付1年目：交付対象経費の10分の9以内，限度額10万円以内 交付2年目：交付対象経費の10分の8以内，限度額10万円以内 交付3年目：交付対象経費の10分の7以内，限度額10万円以内</p>
<p>対象経費</p>	<p>報償費 旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 使用料及び賃借料 備品購入費（事業の継続に直接必要と認められるものに限る。） その他事業に要する必要経費のうち市長が必要と認めるもの</p>